

京都市告示第218号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年6月16日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
太秦緯179号線	右京区太秦袴田町10番地の10地先から	旧	メートル 61.40	メートル 4.95 ~ 5.00
	同町1番地の53地先まで	新	61.40	6.00 ~ 6.04
桂経38号線	西京区桂御所町1番地の98地先から	旧	18.90	1.20 ~ 1.60
	同町27番地の5地先まで	新	18.90	6.00 ~ 10.50
桂緯116号線	西京区桂御所町1番地の133地先から	旧	158.90	3.65 ~ 4.75
	同町1番地の86地先まで	新	155.10	6.00 ~ 10.00
久我40号線	伏見区久我御旅町10番地の15地先内	旧	5.00	1.50
		新	0.80	2.70

久我50号線	伏見区久我御旅町11番地の54地先から	旧	67.40	2.25 ~ 3.35
	同町10番地の15地先まで	新	67.40	2.20 ~ 6.02

(建設局土木管理部道路明示課)